令和2年度障害を理由とする差別の解消に関わる取組等について

1 相談体制の整備

- (1) 障害者差別地域相談員委嘱式(4/24、委嘱状送付)
- (2) 障害者差別地域相談員研修会
 - ① 全体(4/24、書面開催)
 - ② 圏域別(9/2、4、8、11、17)
 - ③ 全体(2/15 中止)
- (3) 障害者差別解消地域支援ネットワーク会議
 - ① 8/2 (書面開催)
 - ② 2/10 (中止)

2 周知・啓発

- (1) 県政出張講座 年間 2 回開催、受講者 43 名 (H28 年度から 85 回、受講者約 4,330 名)
- (2) 市町村における広報の働きかけ 8割の市町村で広報
- (3)「ネットワーク通信」 令和2年度6号発行(通算40号)
- (4) やまなし心のバリアフリー推進事業
 - ① やまなし心のバリアフリー宣言事業所の登録推進
 - ・ 障害者差別解消推進員・障害者差別地域相談員による登録依頼、事業所等訪問
 - 令和3年4月9日現在、802事業所登録。
 - ② 障害者週間の取組
 - やまなし心のバリアフリー推進事業 ポスター・標語募集(7月~9月)

		内	前年度比	
ルじき	応募数		一般	削牛及比
ポスター	41 点	27 点	14 点	▲14 点
標語	457 点	268 点	189 点	▲160 点

- 障害者週間周知啓発キャンペーン(延期)
- ・ 障害者の主張大会 (12/9 県防災新館 *大会の様子は山梨県公式 YouTube にて配信)
- ③ 心のバリアフリーハンドブックの配付 県下の小学校3年生の在籍児童数で配布
- ④ ホームページを通じた広報等やまなし思いやりパーキング制度・やまなし福祉マップへの協力依頼
- (5) その他
- ① 県自立支援協議会権利擁護部会 5 回 (7/21、8/19、10/27、1/28、2/15)
- ② 県職員の研修会4回(10/6、8、14、16)) バリアフリー推進責任者を対象とした「心のバリアフリー推進講座」の開催

3 相談業務

- · 障害者差別地域相談員 44 名配置(県委嘱)
- ・ 県障害福祉課に障害者差別解消推進員2名配置。
- ・ 障害者差別地域相談員と障害者差別解消推進員が連携、情報共有し相談業務に従事。
- 4 相談件数 (参照: 令和2年度 障害を理由とする差別に関する相談状況について)
 - ・ 令和2年度に受けた相談件数は71件
 - ※ 平成 28 年度 43 件、平成 29 年 54 件、平成 30 年度 64 件、令和元年度 52 件
 - 相談内容
 - (区 分)差別の訴え25件、合理的配慮の提供要望46件
 - (分 野) 行政、サービス、労働、公共交通の関係が多い。
 - (その他) 相談者は当事者からが約7割、受理は地域相談員が約6割

令和2年度 市町村における障害者差別解消法等に関する周知状況について

□ 広報誌等を使用して周知に取り組んでいる市町村

- ・ 市町村の広報誌を通じた障害者差別解消法の周知
- 地域相談員の配置
- 障害者週間等の周知状況

□ 広報誌等を使用して周知に取り組んでいる市町村

21 市町村 78% (ヘルプマーク、障害者週間、障害者相談日、障害の理解を含む)

21 川町川 10 /0	(ヘルプマーグ、障害者週間、障害者相談日、障害の埋解を含む)
区分	実施内容
甲府市	・ 市広報誌8月号、12月号で、ヘルプマークを周知した。
	・ 市HPで、障害者差別解消法について周知した。
	・ 年2回、市職員向けに障害者差別解消法についてアナウンスした。
富士吉田市	・ 市広報誌7月号に、「障害を理由とする差別をなくすために」を掲載し、
	障害者差別解消法の周知に取り組んだ。
	・ 市広報誌8月号では、「ヘルプカード」、「防災ベスト」を掲載し、合理的
	配慮について周知した。
	・ FMラジオでの紹介、市ホームページへの掲載も行った。
都留市	障害者週間に、啓発記事を掲載した。
山梨市	・ 広報やまなし 12 月号に、「障害者週間」について掲載し、障害者に対す
	る理解を求めた。
	・ 庁舎窓口モニターでヘルプマーク・ヘルプカードを取り上げて周知した。
	・ 10/19、山梨高校の1年生を対象にして、「総合的な探究の時間」の中で、
	出前講座「障害のある人の社会参加を目指して」を実施した。
	・ ヘルプマークを地域の当事者、家族に配布した。
大月市	・ 市広報誌で、虐待防止法や支援制度について、周知を行った。
	・ 障害者週間では、ポスターを掲示した。
	・ ネットワーク通信を窓口に掲示した。
韮崎市	市広報誌 12 月号の特集で、障害者週間を取り上げ、相談支援事業所の紹介
	や、障害種別に障害特性などの説明、農福連携に関する記事も掲載した。
南アルプス市	・ 市広報誌で、差別解消法と障害者週間の周知記事を掲載した。
	市ホームページにて啓発を行った。
北杜市	市広報誌に、県主催の障害者作品展で入賞した作品の写真を掲載した。
甲斐市	・ 障害者週間に、障害者への理解を深める啓発記事と、各種標識の説明記
	事を掲載した。
	・「社協だより」に、障害者差別解消法の記事を掲載した。

・ 障がいへの理解促進を図るため、毎月、権利擁護や災害時の対応、合理的
配慮、障がいへの理解などの記事を掲載した。
・ 市内の中学校の福祉講話で、障害者差別解消法について説明した。
・ 市広報誌 12 月号に、障害者週間とヘルプカードに関わる記事を掲載し周
知・啓発を図った。
・ 毎月、市広報誌に、障害者差別の窓口や相談の実施について周知した。
・「障害者週間」も、市広報誌で周知啓発を行った。
市広報誌7月号に、障害者差別解消法等に関わる記事を掲載した。
・ 町広報誌9月号で、相談員について紹介した。
町広報誌12月号では、ヘルプマークについてPRした。
・ ネットワーク通信は、回覧板で紹介した。
富士川 CATV により、番組内でヘルプマーク・ヘルプカードについて紹介し
た。
村広報誌11月号に「共生社会の実現推進」、12月号に「ヘルプカード利用
の勧め」を掲載した。
障害者週間に、啓発記事を掲載した。
村広報誌 12 月号に、障害者差別解消法について掲載した。
・ ヘルプカード、障害者差別解消法、障害者週間、障害への理解など、紹介
記事を掲載した。
・ 窓口にネットワーク通信を掲示した。
村広報誌 12 月号に、障害者週間と障害者差別解消法について掲載した。
町広報誌に、障害者相談日について掲載した。
7

□ 障害者週間の取組(広報紙・ホームページを通じての周知啓発を含む)

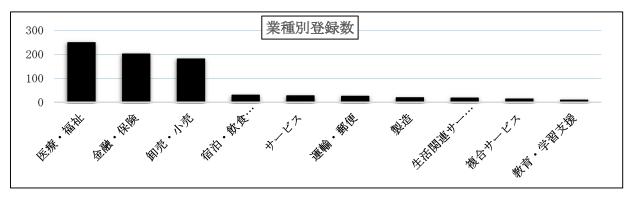
区分	実施内容
山梨県	・ 12/9、やまなしプラザ・オープンスクエアにて、「第 31 回障害者の主
	張大会」と「やまなし心のバリアフリーを広げるポスター・標語の作品展」
	を開催した。
	・ 障害者の主張大会の状況は、山梨県公式 youtube で配信した。
甲府市	市広報誌では、ヘルプマークの周知を行った。
	・ 庁舎内には、障害者週間のポスターを掲示した。
都留市	・ 市広報誌に啓発記事を掲載した。
	・ 「障がい者文化展」をWEBにて公開した。
山梨市	広報やまなし 12 月号に、「障害者週間」について掲載し、障害者に対する
	理解を求めた。
大月市	ポスターを掲示した。

韮崎市	「障害者週間」を広報誌の特集に取り上げ、相談支援事業所の紹介や、障							
	害についての理解(障害種別)や農福連携に関わる記事も掲載した。							
南アルプス市	・ 市広報誌 (R2.4月号) に情報掲載し、周知を図った。							
	・ 障害者文化展出品作品を市の福祉ロビーに展示した。							
甲斐市	市広報誌に、障がい者への理解を深める啓発記事と各種標識の説明記事を							
	掲載した。							
笛吹市	・ 広報誌に啓発記事を掲載した。							
	ポスターを掲示した。							
上野原市	市広報誌12月号で、障害者週間及びヘルプカードの周知・啓発を行った。							
甲州市	広報を活用して、周知啓発を行った。							
中央市	障害者週間に関わるイベントを計画した(コロナ禍により中止)。							
身延町	町広報誌で、ヘルプカードの PR を行った。							
道志村	村広報誌に、「ヘルプカードの利用の勧め」を掲載した。							
西桂町	町広報誌に、啓発記事を掲載した。							
山中湖村	村広報誌に、啓発記事を掲載した。							
鳴沢村	村広報誌に、障害者週間について掲載した。							

「心のバリアフリー宣言事業所」の登録 (令和3年4月9日現在802事業所登録) <業種別>

業種	事業所数	業種	事業所数
農業、林業、漁業	4	学術研究、専門技術サービス業	1
建設業	5	宿泊業・飲食サービス	32
製造業	20	生活関連サービス業、娯楽業	19
電気・ガス・熱供給・水道業	1	教育・学習支援業	10
情報通信業	3	医療・福祉	<u>249</u>
運輸業・郵便業	26	複合サービス	14
卸売業・小売業	<u>181</u>	サービス業	28
金融業・保険業	<u>202</u>	その他	4
不動産業·物品賃貸業	3	*合 計	802

医療・福祉、金融・保険業、卸売・小売業がいずれも150以上。



令和2年度 障害を理由とする差別に関する相談状況について

<相談件数>

- 相談件数は71件であった。
- ・ 受付時においては、不当な差別の訴えに関わる相談は例年と同じ水準であったが、 合理的な配慮に関わる相談は過去最高となった。

□ 障害者差別解消法に係る相談件数

受付機関	件数	区分別 (件)	主な相談内容
障害者差別地域相談員	20 lH	差別の訴え 17件	・窓口対応 等
	38 件	配慮の要望 21件	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
[辛字·李宁][杨汉冯·张·准昌	22 44	差別の訴え 8件	・合理的配慮の不提供 等
障害者差別解消推進員	33 件	配慮の要望 25件	· 石坯的组C思V2个板块 寺
県・市町村関係の対応	71 /4	差別の訴え 25件	
計	71 件	配慮の要望 46件	

□ 相談件数の推移

区分	H28	H29	H30	R1	R2	累計
障害者差別に関わる相談件数	43 件	54 件	64 件	52 件	71 件	284 件
不当な差別に関わる相談件数	22 件	24 件	22 件	22 件	25 件	115 件
合理的配慮に関わる相談件数	21 件	30 件	42 件	30 件	46 件	169 件

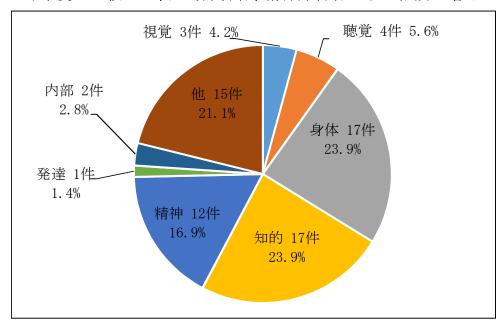
□ 「その他*」の相談

※「障害者差別に関わる相談」として受理したが、傾聴事案として対応したもの、 及び不当な差別や合理的配慮の提供に関わる相談として類型しなかったもの

区分	H28	H29	H30	R1	R2	累計
障害者差別地域相談員	16 件	16 件	38 件	6 件	35 件	111 件
障害者差別解消推進員	10 件	11 件	32 件	27 件	30 件	110 件

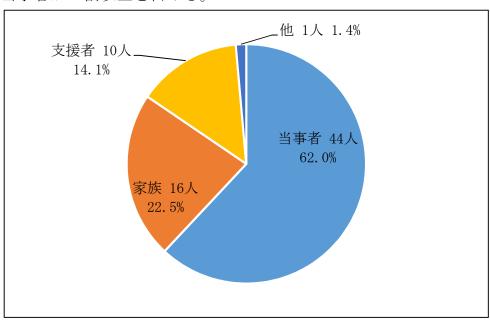
□ 障害種別相談件数

- ・ 全ての障害種からの相談があった。
- ・ 昨年度と比較して、知的障害者、精神障害者からの相談が増加した。(各 23.9%)



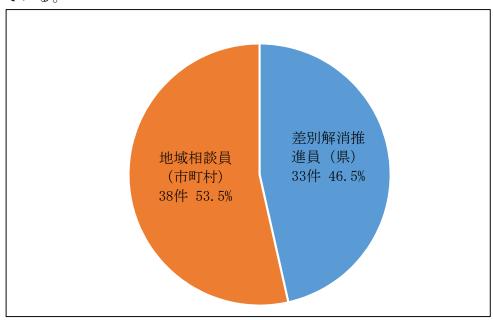
□ 相談者別相談件数

当事者が6割以上を占める。



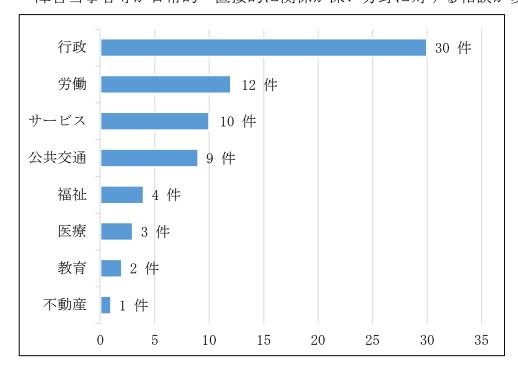
□ 相談受理窓口別相談件数

相談の受理は、地域相談員(市町村)、差別解消推進員(県)がともに5割程度となっている。



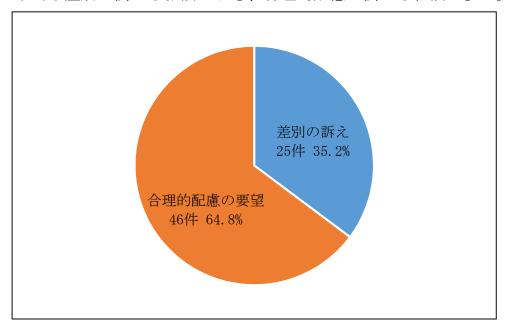
□ 相談分野別相談件数

- ・ 行政、労働、サービス、公共交通が多い。
- ・ 障害当事者等が日常的・直接的に関係が深い分野に対する相談が多い。



□ 区分別相談件数

不当な差別に関わる相談よりも、合理的配慮に関わる相談が多い。



令和2年度障害を理由とする差別に関わる相談(令和3年3月31日現在)

□ 不当な差別の訴えに関わる相談事例について※1

*1 不当な差別の訴えに関わる相談として受理したが、「その他」に分類した事例も含む。

NO	障害	相談者	分野	概要等
1	発達	当事者家族 ⇒地域相談員 ⇒推進員	学校	中学校での行事について、当該の生徒が参加について学校より制限がかかった。 【対応】 地域相談員等で状況確認を行い、学校、保護者、関係機関等で対応方法を検討した。その結果、当該生徒の参加について、SSW (スクールソシャルワーカー)が調整し、学校と保護者が話し合いの場を持つこととなった。

2	精神	当事者 ⇒地域相談員 ⇒推進員	雇用	相談者が働いている会社の近隣の医療機関で、コロナ感染者が急増した。会社は従業員に対し、不要不急の受診を控えるように伝達していた。 相談者は服薬の必要から、当該医療機関に立ち寄ったところを会社の同僚に目撃され、それ以降、不当な扱いを受けるようになった。
				【対応】 当該会社に情報提供し、事実確認、適切な対応 を依頼した。

3	知的	当事者家族	行政	知的障害がある子どもの代わりに、申請手続
		⇒推進員		のため、窓口を訪れたところ、子どもの障害に
				ついて繰り返し確認された。障害があるから、
				こうした対応をされたのではないか。
				推進員が当該機関に情報提供を行うととも
				に、事実確認を行った。丁寧な対応に努めよう
				としたとのことであった。推進員が相談者に情
				報提供を行った。

4	知的	当事者家族	金融	知的障害がある子どもの代わりに、口座開設
		⇒地域相談員	機関	の手続のため、窓口を訪れたところ、子どもの
		⇒推進員		障害について繰り返し確認された。障害がある
		5 \		から、こうした対応をされるのではないか。
				【対応】
				推進員が当該金融機関に情報提供を行うとと
				もに、事実確認を行った。口座開設にあたり、
				慎重に確認を進めようとしたとのことであっ
				た。推進員が地域相談員と関係課担当者に情報
				提供を行った。

□ 合理的配慮に関わる相談事例について*2

*2 合理的配慮に関わる相談として受理したが、「その他」に分類した事例も含む。

※2 合理的配慮に関わる相談として受理したが、「その他」に分類した事例も含む。						
NO	障害	相談者	分野	概要等		
1	発達	当事者 →推進員	行政	職場の上司に、障害の特性や希望する支援や 配慮について話したが、上司には理解してもら えず、その結果、体調を崩した。 【対応】		
				当該機関に、情報提供を行った。その際、障害者に対する合理的配慮の提供や差別の解消の必要性について伝達した。		
2	視覚	当事者 ⇒地域相談員 ⇒推進員	行政	職場の上司に、障害の特性や必要な支援や配慮について話したが、マニュアルを渡されるだけで、具体的な指導や支援はなかった。 【対応】		
				相談者の支援者、当該機関に状況確認を行い、 対応を検討した。		
3	知的	当事者 →地域相談員	公共交通	いつも利用しているバスの運転手は、相談者に対して言動が荒く、身の危険を感じることが何回かあった。安心してバスを利用したい。		
				【対応】 市町村の関係課に情報提供を行い、当該バス 業者に合理的配慮の必要性についての指導を依 頼した。		
4	知的	当事者家族 ⇒推進員	サービス	知的障害のある子どもと一緒に、家族でスーパーのレジで並んでいたところ、買い物客からコロナ禍に関わって注意を受けた。子供はパニックを起こした。 【対応】		
				当該スーパーに情報提供を行った。		
5	聴覚	当事者 ⇒地域相談員 関係課担当 ⇒推進員	行政	求人活動で障害者窓口を訪れた。今後の問い合わせや連絡を、相談者が直接行えるように、FAXやメールを使いたいと申し出た。しかし、担当者から、電話以外は難しい、家族に連絡すると回答された。 【対応】 差別解消推進員が当該機関に情報提供を行ったところ、窓口の対応状況を確認し、検討するとのことであった。		